

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	16	府省庁名	農林水産省									
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()											
要望項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長											
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) <p>中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</th> <th>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地住宅</td> <td>3.0%</td> <td>取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>4.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 特例措置の内容 適用期限を2年延長する(令和4年3月31日まで) 				計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除	住宅以外の家屋	4.0%	
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)										
土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除										
住宅以外の家屋	4.0%											
関係条文	<p>地法附第11条第16項、地令附第7条第23項 租税特別措置法第80条第3項</p>											
減収見込額	<p>[初年度] - (▲42) [平年度] - (▲42) [改正増減収額] - () (単位:百万円)</p>											

要望理由	<p>(1)政策目的 親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> <p>(2)施策の必要性 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。 このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。 事業承継にあたり、親族以外に事業承継(事業譲渡やM&Aなど)し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 本税制措置は平成30年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。</p> <p><参考>「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日) 第4章 人口減少下での地方施策の強化 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上 (2)新たに講べき具体的施策 ii)新陳代謝の促進 ・ 2018年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。</p>
本要望に 対応する 縮減案	—

	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○農林水産省の政策体系における位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 《政策分野》 ③生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p>															
合理性	政策の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。														
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日まで														
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ														
	政策目標の達成状況	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台に推移している。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>休廃業・解散件数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>35,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>33,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>38,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>41,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>41,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>46,724</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休廃業・解散企業」動向調査」 (注)1.休廃業とは、特段の手続きをくらばず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。 2.解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的に、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。</p> </div>	年	件数	13	35,000	14	33,000	15	38,000	16	41,000	17	41,000	18	46,724
年	件数															
13	35,000															
14	33,000															
15	38,000															
16	41,000															
17	41,000															
18	46,724															
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用数】 令和2年 5 件 令和3年 5 件 (いずれも平成30年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p> <p>【減収額】 令和2年 4,234 万円 令和3年 4,234 万円 (いずれも平成30年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>														
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。														

相 當 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適當。

税負担軽減措置等の適用実績	<p>【適用数】 平成 30 年度 4件(実績値) 【減収額】 3,176 万円(平成 30 年度認定実績より推計)</p>
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
前回要望時の達成目標	本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	事業承継については、相続・贈与を通じた株式や事業用資産の移転による承継が主なものであり、M&A を通じた第三者への事業承継については大きな認知を得ているとは言えず、また、本税制措置自体も制度開始から間もなく事業者との認知を十分に得られていないこと等から、目標達成には至っていない。
これまでの要望経緯	平成30年度 創設